

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成について 【洪水】

令和8年7月更新

釧路市防災危機管理課

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

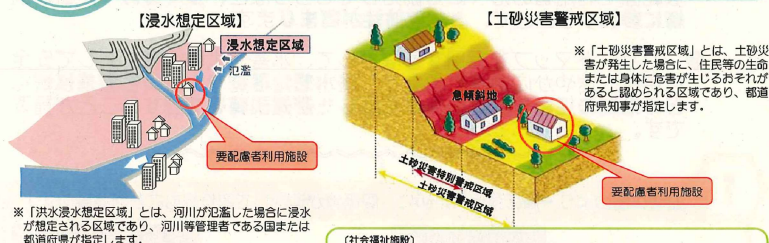
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮
を要する方が利用する施設で
す。

例えば

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (社会福祉施設) | ・児童福祉施設 |
| ・老人福祉施設 | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 |
| ・有料老人ホーム | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |
| ・障害者介護施設 | ・子育て期児童支援事業の用に供する施設 |
| ・障害者就業・生活支援センター | ・一時預かり事業の用に供する施設 |
| ・地域活動支援センター | ・児童相談所 |
| ・福祉ホーム | ・母子・父子福祉施設 |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | ・母子健康包括支援センター 等 |
| ・保健施設 | |
- (学校)
- | | | |
|------|---------|--------------------|
| ・幼稚園 | ・義務教育学校 | ・特別支援学校 |
| ・小学校 | ・高等学校 | ・高等専門学校 |
| ・中学校 | ・中等教育学校 | ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 |
- (医療施設)
- | |
|--------|
| ・病院 |
| ・診療所 等 |

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

▲国土交通省作成パンフレット▲

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をすることがあります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表することがあります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html

（H29.6.19）

赤の二重線の箇所は、入力時に削除してください

洪水時の避難確保計画(ひな形)
(医療施設を除く)

〇〇〇〇(施設名)
20〇〇(令和〇〇)年〇〇月

目次

1. 計画の目的・報告	3
2. 計画の適用範囲	3
3. 防災体制	4
4. 情報収集及び伝達	6
5. 避難誘導	8
6. 避難の確保を図るための施設の整備	10
7. 防災教育及び訓練の実施	11
8. 自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る)	11

【添付資料(釧路市への提出は不要)】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 対応別避難誘導方法一覧表
- 防災体制一覧表

市への提出は必要ありません

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて見直ししていくものとする。
- 避難確保計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状態】

構造 (該当するものに チェックする)		階数		使用階	
☐ 木造	☐ 非木造	☐ 階建て	☐ 使用階	☐ 階～ ☐ 階	
利用 者	☐ 名	☐ 名	☐ 名	☐ 名	
施設職員	☐ 名	☐ 名	☐ 名	☐ 名	

【洪水の対象となる河川】

洪水	対象河川名	浸水深の想定	
	〇〇川	☐ 0.5m未満	☐ 0.5～3.0m
	〇〇川	☐ 3.0m以上	☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域
	〇〇川	☐ 0.5m未満	☐ 0.5～3.0m
	〇〇川	☐ 3.0m以上	☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域
	〇〇川	☐ 0.5m未満	☐ 0.5～3.0m
	〇〇川	☐ 3.0m以上	☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域

※表中の「☐ 家屋倒壊等氾濫想定区域」は、対象河川の洪水浸水想定区域に含まれていないが、家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれのある区域に含まれている場合にチェックをいれる。

ヘッダーを修正

3. 防災体制

《記載例》

警戒レベル	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員*
警戒レベル 1	・早期注意情報 ・災害への心構えを高める	・防災気象情報等の収集 ・施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
		※・事前休業の判断	(統括指揮者)
注意体制 警戒レベル 2	以下のいずれかに該当する場合 ・レベル2大雨注意報の発表 ・レベル2氾濫注意報の発表 ・レベル2氾濫注意情報の発表	・防災気象情報、避難情報等の収集 ・施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
		・避難誘導体制と避難ルートの確認 ・使用する資器材の準備	避難誘導要員
警戒体制 警戒レベル 3	・レベル3大雨警報の発表 ・レベル3氾濫警報の発表 ・レベル3氾濫警戒情報の発表	・防災気象情報、避難情報等の情報収集 ・使用する資器材の整備・運搬	情報収集伝達要員
		・利用者家族への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・市町村等への連絡	情報収集伝達要員
非常体制 警戒レベル 4	・【高齢者等避難】の発令	・避難誘導開始	避難誘導要員
		・施設内全体の避難誘導と避難完了の確認 ・市町村等への連絡	情報収集伝達要員

内容を確認し、追記などをする

非常 体制	警戒 レベル 5	以下のいずれかに該当する場合	・緊急安全確保	避難誘導要員
		・レベル5大雨特別警報の発表 ・レベル5氾濫特別警報の発表 ・レベル5氾濫発生情報の発表 ・【緊急安全確保】※の発令 (※必ず発令される情報ではない事に注意)		

■上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

河川によって情報の区分が変わりました

■ 河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称について

新釧路川

釧路川・別保川・阿寒川・舌辛川・音別川

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報

分類		洪水予報河川	水位増知河川
河川数		約400河川	
発表主体		河川事務所または都道府県と気象庁	
発表単位		河川ごと	河川事務所・都道府県
対象とする主な現象		外水氾濫	による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。
発表指標		水位（実測・予測）	
情報名称	5	レベル5氾濫特別警報	当面は、大雨に関する情報でも扱う。
	4	レベル4氾濫危険警報	
	3	レベル3氾濫警報	
	2	レベル2氾濫注意報	
	1	早期注意情報	
		洪水予報河川への移行を促進	

左記以外の河川も含む洪水警報等

大雨に関する情報で扱う。

大雨に関する情報

気象庁
市町村ごと
内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
気象庁発表の大雨警報・大雨特別警報 (大雨・大雨特別)
レベル5大雨特別警報
レベル4大雨危険警報
レベル3大雨警報
レベル2大雨注意報
早期注意情報

- 事前休業の判断について（※該当する場合に【3. 防災体制】の表のレベル1へ記載する）台風の接近等、風雨の影響により公共交通機関の計画的な運休等が予定される場合、〇〇部門を臨時休業とする。
- または午前・午後〇〇時の時点で、以下のいずれかが発令されている場合も同様とする。

《事前休業の判断基準となる防災気象情報等》

- 高齢者等避難
 - 暴風警報または特別警報、
 - レベル3大雨警報・レベル4大雨危険警報や内水氾濫危険情報
 - レベル3氾濫警報・レベル4氾濫危険警報
- ※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする

4. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、大雨・洪水キキクル（気象庁）	気象庁 HP、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど
水位到達情報	国土交通省 HP「川の防災情報」、釧路市 HP、北海道防災メールなど
避難情報（高齢者等避難・避難指示・避難所開設等）	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、釧路市 HP、釧路市防災メール、釧路市 LINE、釧路市 Web ハザードマップなど

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。
- 台風の接近などあらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

休業について記載します

〇釧路市防災メール



▶ 洪水浸水想定区域については釧路市ホームページや釧路市 Web ハザードマップで公開している。

〇釧路市 Web ハザードマップ

〇新釧路川・釧路川・別保川洪水浸水想定（全体図）

〇阿寒川（上流部）・舌辛川洪水浸水想定（全体図）

〇阿寒川（下流部）洪水浸水想定（全体図）

〇音別川洪水浸水想定（全体図）



(2) 情報伝達

- 別紙「施設内緊急連絡網」に基づき、防災気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 別紙「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者家族等に対し連絡をする。

・施設利用者等を避難させる可能性がある場合
「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

・施設利用者等を避難させる場合
「〇〇〇〇（避難場所）への避難を開始する。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。

・避難の完了後、利用者家族等に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において引き渡しを行う」旨を連絡する。

5. 避難誘導

（事前準備）

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。
- 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難場所までの避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動手段は、以下のとおりとする。

避難場所	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
避難場所 1		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他()	〇分
避難場所 2		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他()	〇分
屋内安全確保※				

※「屋内安全確保」は、以下に該当するか検討の上、慎重に判断すること。

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと
- ・一定期間浸水することによる支障を許容できること
（支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になる等、電気、ガス、水道、トイレ等が使用できなくなるおそれ）
- 早期の立ち退き避難が必要な区域内での「屋内安全確保」は家屋の倒壊や浸水の深さが3m以上となる等の危険性があることから、原則、行わない。

緊急安全確保		急激に災害が切迫することにより避難場所へ安全に避難できない過酷な事象に遭遇した場合に緊急的に移動する
--------	--	--

【別紙1 避難場所までの避難経路図】

避難場所、避難経路は、以下のとおりとする。

避難経路図

ここへ地図を添付



▲Googleマップ

（例）■テレビ、☑ラジオ
などチェックする

6. 避難の確保を図るための施設の整備

避難確保

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

分類	避難に必要な装備品や備蓄等	数量	設置保管場所
情報収集・伝達	☐ テレビ ☐ ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 携帯電話用バッテリー		
	☐ 電話・ファックス		
	☐ 電池・非常用電源		
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等）		
	☐ 案内旗		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話		
	☐ 携帯電話バッテリー		
	☐ 懐中電灯 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池		
	☐ 携帯用拡声器		
	☐ 電池式照明器具		
	☐ ライフジャケットやヘルメット		
	☐ 蛍光塗料		
	☐ 雨具		
	☐ 救急用品		
施設備蓄・非常持ち出し品	☐ 水（1人あたり〇ℓ） ☐ 食糧（1人あたり〇食分）		
	☐ 寝具 ☐ 防寒具 ☐ 着替え		
	☐ おむつ・おしりふき ☐ ウェットティッシュ		
	☐ 体温計 ☐ マスク ☐ 消毒液		
	☐ 使い捨て手袋、 ☐ ビニールエプロン		
	☐ 嘔吐処理具、 ☐ ゴミ袋		
	☐ ハンドソープ		
	☐ タオル		
	☐ 常備薬、 ☐ 包帯・絆創膏		
	☐ 簡易トイレ		
その他	☐ 電池 ☐ 携帯電話バッテリー		
	☐		

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置保管場所
通常の設備	階段昇降機		
	車いす		
	その他（例：移動用車両、担架など）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源		
	土のう		
	止水板		
	その他（例：非常用サイレンなど）		

7. 防災教育及び訓練の実施

《参考例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を4月実施分とまとめて提出する。
- 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

《参考例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する。
 - 自営水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

・実際に、施設で行っている訓練の内容をお書きください(実施月日や対象など)

・R3.7月、水防法の・土砂法の一部改正により、訓練実施の報告が義務付けられました。

訓練実施後、訓練実施報告書を作成し、釧路市役所防災危機管理課へ提出してください。

※後述の 訓練実施報告書について を参照してください

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ・以下の6事項を追記する

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

2. 自衛水防組織の項目を追加

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

3. 洪水時の防災体制の項目を追加

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

4. 洪水時の避難誘導の項目を追加

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することにより。

5. 避難の確保を図るための施設を追加

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..

項目を追加

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- (1) 避難場所・経路
 - ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 - ・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
- (2) 避難誘導方法
 - ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 - ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

項目を追加

避難確保計画作成（変更等）報告書

令和 年 月 日

（あて先）
釧路市長

報告者（所有者・管理者）
住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____
FAX _____
メール _____

別添のとおり、津波防災地域づくりに関する法律（津波法）、水防法、土砂災害防止法（土砂法）の規定に基づく避難確保計画を
☐作成・変更) しましたので報告します。
☐消防計画・その他計画に追加

施設の所在地	
施設の名称	
添付資料の内容	津 波 ・ 洪 水 ・ 土 砂 災 害 避難確保計画
施設の用途 その他特記事項 (変更の場合は主要な変更事項)	
※事務局通信欄（報告者は記入しないこと）	
受 付 欄	経 過 欄
	☐ 担当課送付（ 課）

- 備考 1（作成・変更）のうち該当部分を○で囲むこと。
 2（所有者名・管理者名）のうち該当部分を○で囲むこと。
 3 避難確保計画は2部提出すること。

避難確保計画を作成



避難確保計画作成・変更報告書を作成



提出する

メール・郵送・FAX・持参

釧路市防災危機管理課へ

受領後に受領印を押し控えを送付します

訓練実施報告書について

洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書

(あて先) 釧路市長		令和 年 月 日	
訓練記録作成者(報告者)		職	
		氏名	
施設の所在地			
施設の名称			
訓練日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
想定災害 (対象災害と周知名を ○で囲む)	洪水(新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 音別川)		
	土砂災害		
	津波		
訓練の種類・内容	☐ 図上訓練	☐ 情報伝達訓練	
	☐ 避難経路の確認訓練	☐ 立ち退き訓練	
	☐ 垂直避難訓練	☐ 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練	
	☐ その他() 訓練内容について自由記載		
訓練参加者 ・参加人数	職員	名	
	施設利用者	名	
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)	名	
	・	名	
確認事項	☐ 避難支援に要した人数	名	
	☐ 避難に要した時間	時間 分	
	☐ 避難先や避難経路の安全性(避難先:)		
	☐ その他		
※事務局通信欄(報告者は記入しないこと)			
受付欄	経過欄		

【提出先・問い合わせ先】 釧路市総務部防災危機管理課 電話 0154-31-4207
FAX 0154-23-5180
Eメール bo-bousai@city.kushiro.lg.jp

実施する訓練の種類の
参考にしてください

訓練実施後1カ月以内に
市へ報告書を提出する

記載例

洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書

(あて先) 釧路市長		令和 〇年 〇月 〇日	
訓練記録作成者(報告者)		職 施設長	
		氏名 無藤 太郎	
施設の所在地	釧路市黒金町8丁目2番地		
施設の名称	グループホーム 八雲の里		
訓練日時	20〇〇 年 〇月 〇日 10時00分から 12時30分 まで		
想定災害 (対象災害 を○で囲む)	洪水(新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 音別川)		
	土砂災害		
	津波		
訓練の種類・内容	☒ 図上訓練	☐ 情報伝達訓練	
	☒ 避難経路の確認訓練	☒ 立ち退き訓練	
	☐ 垂直避難訓練	☐ 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練	
	☐ その他() 訓練内容について自由記載 (例) ハザードマップを用いて、災害リスクの確認と避難先への避難経路を確認した。		
訓練参加者 ・参加人数	職員	20 名	
	施設利用者	30 名	
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)	名	
	・	名	
確認事項	☒ 避難支援に要した人数	20 名	
	☒ 避難に要した時間	30 時間 分	
	☒ 避難先や避難経路の安全性(避難先: 防災倉庫5番)		
	☐ その他		
受付欄		※事務局通信欄(報告者は記入しないこと) 経過欄	
記入の必要なし			

訓練実施後、おおむね1か月以内に提出してください。また、年に複数回実施する施設は、最後の訓練実施後にまとめて提出することも可能です。

実施した訓練の上にチェックを入れてください

【提出先・問い合わせ先】 釧路市総務部防災危機管理課 電話 0154-31-4207
FAX 0154-23-5180
Eメール bo-bousai@city.kushiro.lg.jp

(別紙 1)

洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書

令和 年 月 日

(あて先) 釧路市長

訓練記録作成者(報告者)

職 名 _____

氏 名 _____

施設の所在地			
施設の名称			
訓練日時	年 月 日	時 分から	時 分 まで
想定災害 (対象災害と周知名を ○で書く)	洪水(新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川 音別川)		
	土砂災害		
	津波		
訓練の種類・内容	☐ 図上訓練	☐ 情報伝達訓練	
	☐ 避難経路の確認訓練	☐ 立ち退き訓練	
	☐ 垂直避難訓練	☐ 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練	
	☐ その他()		
訓練内容について自由記載			
訓練参加者 ・参加人数	職員	名	
	施設利用者	名	
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)		
	・	名	
確認事項	☐ 避難支援に要した人数	名	
	☐ 避難に要した時間	時間	分
	☐ 避難先や避難経路の安全性(避難先:)		
	その他		
※事務局通信欄(報告者は記入しないこと)			
受付欄	経過欄		

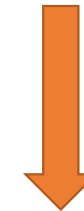
《提出先・問い合わせ先》 釧路市総務部防災危機管理課 電話 0154-31-4207
FAX 0154-23-5180
Eメール bo-bousa@city.kushiro.lg.jp

避難確保計画に基づいた訓練の実施



訓練実施報告書を作成
左記様式またはホームページより電子申請で提出

提出する



電子申請・メール・郵送・
FAX・持参

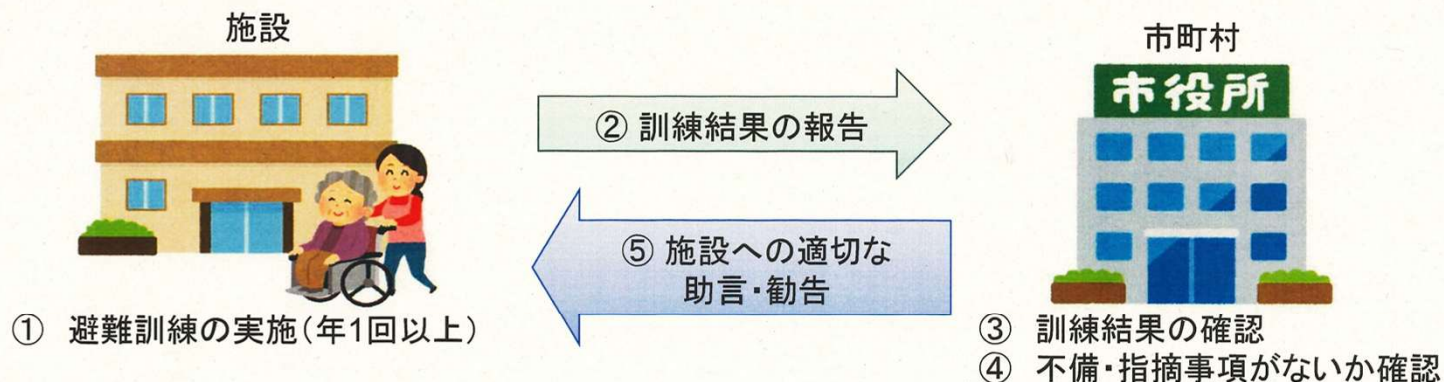
釧路市防災危機管理課へ

訓練実施報告書の控えが必要な施設は提出時にお知らせ
ください

(4)水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

- 水防法、土砂災害防止法の改正により、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました
- 市町村は、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年1回以上実施すること及び、訓練実施後はおおむね1ヶ月を目安に訓練結果を報告するよう依頼し、必要に応じて助言・勧告をお願いします

【避難訓練と報告・確認の手順】



留意点

- 施設は、訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができます

＜訓練実施結果報告書（様式例）について＞
社会福祉施設・医療施設…訓練実施結果報告書（様式例）（別紙3【社、医】）を参照
学校…訓練実施結果報告書（様式例）（別紙2【学】）を参照

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

国土交通省作成資料より抜粋

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
災害の切迫・発生	河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮 レベル5特別警報	キキクル 災害切迫	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない 命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。 ・いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
2時間～0時間程度前	レベル4危険警報	危険	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置) 危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
数時間～3時間程度前	レベル3警報	警戒	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制) 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
半日～数時間前	レベル2注意報	注意	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置) 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
数日～約1日前	早期注意情報 (発報級の可能性)		災害への心構えを高める	1

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

国土交通省作成資料より抜粋

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

R8.5月より新たな防災気象情報が運用されています。
レベル3で避難開始です！レベル1、2が発表されたら避難確保計画を確認し、
避難する準備をしましょう！